究及び技術開発の推進等並びに人材の育成を含む。）に係る意欲の向上及び優れた取組の普及を図る観点から、顕著な功績があると認められる者及び団体に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

5　被害防止の取組における安全の確保

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止の取組において、猟銃の誤射、わなにかかった大型獣による反撃、追払い活動に用いる花火（動物駆逐用煙火を含む。）の誤使用、電気柵による感電等による人身被害が発生している。

被害防止対策の一層の推進を図る必要がある中、これらの人身被害を未然に防ぐため、国及び地方公共団体は、鳥獣保護管理法、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）その他の関係法令の規定等に基づく安全確保に関する知識の普及、指導、助言等を行うことにより、被害防止の取組における安全の確保を図る。

6　（略）

7　東日本大震災等への対応

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災及びこれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により鳥獣の捕獲活動が停滞する等の影響が生じている地域においては、鳥獣による農林水産業等に係る被害が拡大している。

このため、国及び地方公共団体は、当該地域における鳥獣の生息状況、捕獲等の状況、被害の状況等を適確に把握し、被害の拡大を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、当該地域においては、捕獲等をした鳥獣の食品としての利用が困難となっていることを踏まえ、埋設、焼却等による適切な処理の推進に努めるものとする。

8　基本指針の見直し

この基本指針は、鳥獣被害防止特措法で示された被害防止施策の実施に関する基本的な事項に従い、平成二十九年十月における基本指針の一部改正時点での諸情勢に対応して、今後五年程度を見通して策定したものであるが、今後、鳥獣による農林水産業等に係る被害の発生状況、鳥獣の生息状況等が大きく変化する可能性がある。

このため、この基本指針については、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策の実施状況等を踏まえつつ、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討するものとする。

（新設）

4　（略）

5　東日本大震災等への対応

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災及びこれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により鳥獣の捕獲活動が停滞する等の影響が生じている地域においては、鳥獣による農林水産業等に係る被害が拡大している。

このため、国及び地方公共団体は、当該地域における鳥獣の生息状況、捕獲等の状況、被害の状況等を適確に把握し、被害の拡大を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6　基本指針の見直し

この基本指針は、鳥獣被害防止特措法で示された被害防止施策の実施に関する基本的な事項に従い、平成二十七年五月における基本指針の一部改正時点での諸情勢に対応して、今後五年程度を見通して策定したものであるが、今後、鳥獣による農林水産業等に係る被害の発生状況、鳥獣の生息状況等が大きく変化する可能性がある。

このため、この基本指針については、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策の実施状況等を踏まえつつ、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討するものとする。

○環境省告示第八十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

変更された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年十月三十日

環境大臣　中川　雅治

一　名称

十和田鳥獣保護区

二　区域

青森県青森市、十和田市、平川市及び秋田県鹿角郡小坂町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、青森県中央部から秋田県北東部に位置し、八甲田山系域、十和田湖周辺域及び十和田湖からの唯一の流出河川である奥入瀬川流域から構成されており、ブナ林を始めトチノキ・イタヤカエデ等の落葉広葉樹林からなる冷温帯林からアオモリトドマツ林・ダケカンバ林等の亜寒帯林へと変化に富んだ林相となっている。このほか、山域、水域、渓流域等の広大な区域からなっており、多様な森林帯、地形等を有している。

このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧ⅠB類のクマタカ、イヌワシ等の猛禽類の生息が確認されている。このほか、絶滅危惧Ⅱ類のクマゲラの生息が確認されている。さらに、ゴジュウカラ、キビタキ等の森林性の鳥類や、ホシガラス、イワヒバリ等の高山性の鳥類、オシドリ、キンクロハジロ、ホオジロガモ等のガンカモ類も確認されており、合計で百八十三種の生息が確認されている。哺乳類ではツキノワグマ、ニホンカモシカを始め四十二種の生息が確認されており、多種多様な鳥獣の生息地となっている。

このように、当該区域は、行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め多様な鳥獣の生息地として重要であることから、当該区域を大規模生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

㈡　鳥獣保護区の管理方針

イ　大規模生息地の保護区として、イヌワシ、クマゲラ、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の多様な鳥獣の生息環境を保護するため適切な管理に努める。

ロ　鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。

ハ　定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。